

退職後も続けて
組合員に！
「継続組合員」として
ご利用ください。

広島県学校生活協同組合（学校生協）

フリーダイヤル 0120-64-3312

■退職後再任用される組合員は、ひきつづき職場で利用できます。

【県費教職員の方】物資代等の引き去りは給与振替ができますが、手続きの都合上(再任用される場合、職員コードが変わるため)、4月分と5月分は振込用紙での支払いをお願いします。

その際、振込用紙発行手数料として、100円いただくこととなりますので、ご了承ください。

～ 再任用先・新しい職員コードを必ず学校生協事務局へご連絡ください。～

【広島市費教職員の方】物資代等の引き去りについては、給与振替ができなくなりますので、「預金口座振替依頼書」をご提出いただき、口座をご登録ください。

[退職後継続利用される場合]

「預金口座振替依頼書」を提出してください。

(毎年、10月中旬より受け付けております。なるべく早めにご提出ください。)

利用する金融機関は次の4つから選んでください。(広島銀行/ゆうちょ銀行/農協/労働金庫)

手続きが完了するまでのご利用分につきましては、振込用紙にてご案内いたします。

その際、振込用紙発行手数料として、100円いただくこととなりますので、ご了承ください。

■「退職」後も、組合員として利用できる特典

共同購入

- ※ チラシ希望者へ、月1回ご自宅へ送付します。
- ※ オンラインショッピングも充実!

ガソリン全国カード
廣文館カード5%割引
百貨店カード
福屋・天満屋
*除外店舗あり

アフラック Aflac

がん保険・特約MAX・医療保険にご契約の方は、ご退職後も割安な保険料の「団体扱い」ができます。

グループ共済

・「グループ共済」は、退職後も継続が可能です。(継続手続きは個別にご案内いたします。)

- ・グループ共済 75歳まで(傷害給付)
 - ・医療費支援制度
 - ・医療保障保険 69歳まで
 - ・重病克服支援制度 70歳まで
- ※ 一部、加入条件あり。

自動車保険

- ・東京海上日動火災保険
 - ・日新火災海上保険
- ※団体割引適用となります

生協ひろしま

ご自宅への個別配送が利用できます。希望される方は必ずご連絡ください。

指定店・提携店(47社)
指定整備工場(34工場)
ハウジング事業(14社)
リフォーム会社(5社)

■「退職」後は、組合員であっても利用できなくなる特典

団体扱いで集金している保険料について

上記以外の生命保険、自動車保険以外の損害保険は団体扱いから、個人扱いに変更となります(日本生命、第一生命、住友生命など)。

今後の支払方法などは、各保険会社で、個別にお手続きください。

「簡易保険」「新かんぽ保険」については、団体扱いから、個人扱いに変更となります。

今後の支払方法などは、郵便局で、個別にお手続きください。

[脱退される場合]「脱退届」の用紙を送付しますので、学校生協まで、ご連絡ください。

ご定年で脱退される方への出資金の返金は、

退職される年度の12月末までの届出により、翌年8月下旬に返金いたします。

それ以降の届出については、届を出された翌年の4月下旬に返金いたします。

教職員共済生活協同組合

◆ 手続き・保障内容について → 学校生協保険共済部

フリーダイヤル 0120-264-175

退職後も現職時と同じ条件で「火災共済・自然災害共済」「自動車共済」「車両共済」「レスキュースリー(交通災害共済)」「トリプルガード(団体生命共済・医療共済)」が利用できます。

また、現在加入されていない方も、出資金100円で各種共済が利用できます。

総合共済

「退職見舞金請求書」を提出してください。

定年退職の方へは、請求用紙を、12月下旬にご自宅に送付します。

再任用制度により、引き続き勤務される方は、「総合共済」を継続できますので、ご連絡ください。

※ 退職見舞金の金額は、総合共済の契約期間により算出されます。その金額は全部または一部を出資金に振替えることができます。

年金共済

年金共済・適格年金共済

現職中から、「年金共済」にご契約されている方は、下記の通りお手続きください。

※ 年金共済は2022年1月現在、実質年1.1%の複利で運用しています。(変動金利)

《A型・B型へご契約中の方》

60歳の誕生月の4ヶ月前にご自宅へ年金移行手続きに関するご案内が届きます。

・年金受取の開始をご希望の方…「原資明細書 兼 共済金請求書(年金移行手続き書類)」
請求用紙をご提出ください。

・年金受取を希望されず、積立を継続される方…手続き不要です。

※年金移行手続きは60歳(退職者・配偶者は50歳)から75歳までの間、いつでも可能です。
手続きをされない限り、毎月の掛金払込は75歳まで自動的に継続となります。

《適格型へご契約中の方》

ご契約から10年以上経過している場合は、60歳の誕生月の4ヶ月前(10年経過していない場合は、10年経過月の4ヶ月前)にご自宅へ掛金払込期間終了のお知らせが届きます。

・年金受取の開始をご希望の方…手続き不要です。

・年金受取を希望されず、積立を継続される方…「掛金払込期間終了に係る手続き用紙」を
ご提出ください。

※お知らせに記載してある提出期限を過ぎた場合、

積立の継続は出来ませんのでご注意ください。

